

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定
支援業務に関する公募型プロポーザル
実施要領

令和6年4月

綾部市市民環境部人権啓発推進室人権推進課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添1「第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定支援業務基本仕様書」とおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

4,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 委託予定者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

(1) 国又は地方公共団体からの受託により、過去5年以内（令和元年4月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

(5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

(6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触しないこと。

5 スケジュール(予定)

期 日	項 目	備 考
令和6年4月10日(水)	募集開始	ホームページ及び公告
令和6年4月17日(水)	質問書提出期限	電子メール
令和6年4月24日(水)	質問書回答期限	電子メール(必要に応じてホームページ)
令和6年5月8日(水)	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
令和6年5月15日(水)	審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	綾部市役所
令和6年5月22日(水)	審査結果通知	郵送及び電子メール
令和6年5月下旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 要領等の配布

要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法については応募者が本市ホームページからダウンロードすることとする。

7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「第4次綾部市人権教育・啓発推進計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

① 提出期限：令和6年5月8日(水)午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市市民環境部人権啓発推進室人権推進課
人権福祉センター担当 天野

TEL：0773-42-4249 FAX：0773-42-4406

e-mail：jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp

8 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類の審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 実施日

令和6年5月15日(水)

*会場、時間等の詳細は、別途通知する。

通知予定日：令和6年5月9日(木)

(4) 時間配分

参加者ごとに約30分間(機材設置、片付けの時間は別とする。)

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション(20分)

② 質疑応答・ヒアリング(10分)

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクター等の使用は可能。スクリーン又は大型モニターは本市で用意する。パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (15点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	5点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5点
	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	5点
企画提案内容 (85点)	①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	②業務の全体フロー、スケジュール	10点
	③本市の実態把握及び検証に係る手法	10点
	④課題の整理・抽出に係る手法及び具体的内容	20点
	⑤計画策定支援の方法及び具体的内容	15点
	⑥更に優れた代替案、独自提案等の提示やその内容	10点
	⑦見積金額	10点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書及び電子メールで通知する。

*通知予定日：令和6年5月22日（水）

9 契約の締結

(1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合。
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式5】

- (2) 提出期限：令和6年4月17日（水）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：事務局あて電子メールによる
(jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp)
- (4) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期限：令和6年4月24日（水）
※質問等の内容について電話で確認することがある。
(質問書には必ず電話番号を記載のこと。)
※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

12 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの本市の承認を得なければならない。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市市民環境部人権啓発推進室人権推進課
人権福祉センター担当 天野
TEL：0773-42-4249 FAX：0773-42-4406
e-mail：jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp